

令和5年 多賀町議会6月第2回定例会会議録

令和5年6月6日（火） 午前9時27分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	岡 田 伊久人 君	学校教育課長	伊 東 瑞 江 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	谷 川 嘉 崇 君
総 務 課 長	本 多 正 浩 君	生涯学習課長	竹 田 幸 司 君
税 務 住 民 課 長	小 菅 俊 二 君	監 査 委 員	寺 西 久 和 君

◎議会事務局

事 務 局 長 大 岡 まゆみ 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定（6月6日～21日 16日間）
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 総務常任委員長報告
日程第6 産業建設常任委員長報告
日程第7 同意第44号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

日程第8	同意第45号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めること について
日程第9	同意第46号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めること について
日程第10	同意第47号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めること について
日程第11	同意第48号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めること について
日程第12	同意第49号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めること について
日程第13	同意第50号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めること について
日程第14	同意第51号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めること について
日程第15	同意第52号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めること について
日程第16	同意第53号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めること について
日程第17	同意第54号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めること について
日程第18	同意第55号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めること について
日程第19	同意第56号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めること について
日程第20	同意第57号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めること について
日程第21	承認第58号	専決処分事項の承認を求めることについて (令和4年度多賀町一般会計補正予算(第10号))
日程第22	承認第59号	専決処分事項の承認を求めることについて (令和4年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号))
日程第23	承認第60号	専決処分事項の承認を求めることについて (令和4年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号))
日程第24	承認第61号	専決処分事項の承認を求めることについて (令和4年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正

		予算（第2号）
日程第25	承認第62号	専決処分事項の承認を求めることについて （令和4年度多賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））
日程第26	承認第63号	専決処分事項の承認を求めることについて （令和5年度多賀町一般会計補正予算（第1号））
日程第27	報告第64号	令和4年度繰越明許費繰越計算書について （多賀町一般会計）
日程第28	報告第65号	令和4年度繰越明許費繰越計算書について （多賀町農業集落排水事業特別会計）
日程第29	報告第66号	令和4年度多賀町水道事業会計予算繰越計算書について
日程第30	報告第67号	令和4年度多賀町下水道事業会計予算繰越計算書について
日程第31	議案第68号	多賀町税条例の一部を改正する条例について
日程第32	議案第69号	多賀町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第33	議案第70号	多賀町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
日程第34	議案第71号	令和5年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について
日程第35	議案第72号	令和5年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第36	認定第73号	町道路線の認定について
日程第37	認定第74号	町道路線の変更について
日程第38	請願第2号	国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書
日程第39	請願第3号	地元生産者が販売できる直売所の建設に向けた検討委員会の設置を求める請願

(開会 午前 9時27分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和5年6月第2回多賀町議会定例会を開会いたします。

○議長(松居亘君) 本定例会に町長より提出されました案件は、同意案14件、承認案6件、報告案4件、議案5件、認定案2件であります。また、議会より提出いたしました案件は、請願2件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

(開議 午前 9時28分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

2番 清水 登久子 議員 3番 近藤 勇 議員

を指名いたします。

○議長(松居亘君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る5月26日開催の議会運営委員会において、本日6月6日から21日までの16日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から21日までの16日間に決定しました。

○議長(松居亘君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

次の5点について報告いたします。

第1点目は、3月24日の本会議において可決いたしました精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書については、滋賀県知事へ提出いたしました。

第2点目は、請願については、お手元に配布しております請願文書表のとおり、請願2件を受理しました。

第3点目は、陳情については、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情2件を受理しました。

第4点目は、2月、3月、4月に実施された出納検査および定期監査の結果について

は、お手元に配布しておりますとおり、報告がありました。

第5点目は、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（松居巨君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和5年第2回多賀町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、去る4月29日には多賀スマートインターチェンジ下り線の開通式、5月19日には久徳うぐいすこども園の竣工式を、いずれも多くのご来賓の皆様、関係者の皆様のご出席を賜り、開催させていただきました。議員の皆様におかれましても、ご臨席賜り、厚く御礼申し上げます。また、両事業の実施に当たり、ご理解とご協力を頂きました多くの皆様に改めて感謝を申し上げる次第でございます。両施設ともに多賀町の発展、活性化、まちづくりには欠かせない施設であり、今後とも住民の皆様の期待に応えられますよう、努めてまいります。

それでは、本定例会の議案の説明と行政の近況をご報告させていただきます。

今回、本定例会に提出をいたしました議案は、令和5年度補正予算案をはじめ、合わせて31件でございます。

本定例会に提出をさせていただきました議案は、いずれも重要な議案でございます。慎重な審議を頂き、適切な決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、現時点での令和4年度一般会計決算見込みについてご報告をいたします。詳しくは9月定例会に提出しご説明いたしますので、現時点での概略について申し上げます。

令和4年度一般会計の歳入決算見込額は約63億8,500万円、歳出決算見込額は約56億7,600万円となる見込みであります。歳入歳出差引、約7億900万円となり、うち令和5年度に繰り越すべき一般財源約3億7,800万円を除きますと、実質収支額は約3億3,100万円となる見込みであります。

次に、各所管での取組であります。

企画課所管では、昨年度末に多賀町の公共工事における入札・契約方法について、入札監視委員会の検証を受けております。検証では、各案件について慎重にご審議を頂き、随意契約のより一層の適切な運用、競争性の確保に努めるようご意見を頂いたところであります。公平・公正・透明性を守り、適正な入札執行に努めてまいります。

また、(仮称)結いの森公園整備工事につきましては、現在、敷地造成、雨水排水整

備を計画どおりに進め、進捗率は約25%となっております。順次、給排水・電気設備などの工事を進めており、造園工事につきましては、5月26日に一般競争入札を執行し、守山市の株式会社宝山園と2,530万円で契約を締結したところであります。工事期間中は安全管理に努めますとともに、住民の皆様からの要望でもあります遊具の選定につきましてはご意見を伺う機会を設けるなど、公園整備のコンセプトであります人・地域・自然を結び、愛される公園を目指し、着実に事業を進めてまいります。

次に、大滝地域の活性化では、NPO法人おおたき里づくりネットワークと地域おこし協力隊が主体となり、移送サービスについての取組が始まりました。5月27日には関係区長様、民生委員の皆様にご説明を行い、モニターの募集についての依頼がされ、今後6月から9月にかけて調査を実施されます。公共交通の枠組みだけではなく、公共交通をきめ細やかに補完する地域主体の互助交通につながる仕組みづくりに期待しており、町行政といたしましても、ニーズ調査の結果を共有し、共に考えてまいりたいと思っております。

次に、税務住民課所管では、マイナンバーカードの状況であります。本年5月末現在のカードの所有者数としましては5,833人、77.5%となっております。マイナンバーカードは、コンビニでの証明書発行や行政手続きをオンラインで行うことができるなど、多岐にわたる活用が可能となってきております。引き続き、カードを取得されていない方に向け、制度の趣旨等の説明、出張申請窓口の開設などによるカードの取得推奨、普及に努めてまいります。

次に、福祉保健課所管では、今年度から新たに高齢者の一般介護予防事業として、認知症予防を目的とした脳若シャキッと教室を開始しました。毎回定員を大きく上回る参加状況で、認知症予防への関心の高さがうかがえます。本町におきましては、75歳以上で要介護を受けていない方の割合が約75%あり、滋賀県、全国と比較しても元気な高齢者が多い状況であります。今後も高齢者の皆さんが介護を必要とせず、元気で暮らし続けられることを目指し、取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、主に65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方等を対象に、5月15日から6月17日まで、ふれあいの郷において集団接種を実施しております。既に6回の実施が終わっており、6月2日現在で909の方が接種を受けていただいている状況にあります。

次に、産業環境課所管では、環境関係では、4月より資源ごみ回収施設として、中川原地先でキタセイエコステーションが稼働しております。これまでは月1度の回収でありましたが、無料で週3回、火曜日、木曜日、土曜日に持ち込んでいただくことができるようになりました。

農業関係では、令和3年度から町の特産物化に向けて取り組んでおりますシャインマスカットが、今年度、本格的な収穫期を迎えます。8月下旬の初売りを大いに期待しているところであります。

また、林業関係では、多賀町の森林資源の循環を加速させるため、今年度、地域おこし協力隊を受け入れ動き出しました。林業の活性化は非常にハードルが高いものでありますが、引き続き、今まで蓄積してきたノウハウを生かしながら取り組んでまいります。

獣害関係では、川相周辺に生息しておりますニホンザルの個体数調整として、今年度におりの設置、令和6年度に捕獲をする計画で進めております。引き続き、滋賀県猟友会彦根支部に委託し、シカ等の有害獣の駆除を実施するほか、集落等への支援や各種研修会の開催など、獣害対策を実施してまいります。

商工観光関係では、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に移行したことで、多賀ふるさと楽市やライトアップ事業神あかりなど、各種イベントの開催に向け準備を進めております。今年度は、ここ数年開催できなかったイベントを開催し、また他団体、他市町等が行うイベントとも積極的な連携を図り、本町の観光需要の回復、拡大に向け取り組んでまいります。

最後に、教育委員会の所管であります。教育総務課、学校教育課所管では、各学校園においてコロナ制限が緩和される中、全てを従来の教育・保育活動に戻すのではなく、子どもたちの確かな成長を促す活動になっているかといった教育的価値を見詰め直し、より良い教育・保育活動になるよう進めております。

修学旅行につきましては、小学校は奈良、兵庫県を活動場所として歴史学習、職業体験学習に取り組みます。多賀小学校では5月24、25日に無事終わることができ、大滝小学校は9月に実施、中学校は、行き先は未定であります。9月に2泊3日で実施する予定であります。

また、就学前教育の充実、待機児童対策として整備を進めておりました久徳うぐいすこども園につきましては、6月1日より開園し、子どもたちも新しい園舎で元気に過ごしております。久徳うぐいすこども園の保育教育理念であります一人一人の子どもを大切に育てる、保護者が安心して預けられるこども園づくりの実現に向け、取組を着実に進めてまいります。

次に、生涯学習課所管であります。博物館事業では、第10次多賀町古代ゾウ発掘プロジェクトを4月22日から7日間にわたり実施しました。このプロジェクトには小・中学生から研究者まで延べ182人の方が参加され、採集した化石は貝、昆虫など、合計349点に上りました。あわせて、多賀スマートインターチェンジ開通イベントにも参加し、アケボノゾウのまち多賀町をPRすることができました。

図書館事業では、子どもたちの健やかな育ちや命について考えるきっかけづくりとして、多賀町内の活動を題材にした著書『命の境界線』が令和5年度児童福祉文化賞推薦作品に選定された今西乃子さんの展示コーナーを設けました。今後も多賀町の課題に即した資料の収集、提供を行い、住民の皆様に生涯学習の機会の提供に努めてまいります。

以上、6月定例会の開会に当たり、行政の近況について申し上げ、挨拶とさせていただきます。

なお、本日提案をさせていただきます議案については、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、提案の都度、説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これで行政報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について報告を求めます。

9番、川添武史総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川添武史君 登壇〕

○総務常任委員長（川添武史君） 総務常任委員会の閉会中の調査の報告を行います。

総務常任委員会は、5月10日午前9時から12時まで、委員会室において、執行者側から町長、教育長、副町長、谷川教育総務課長、伊東学校教育課長、竹田生涯学習課長、夏原あけぼのパーク館長の出席を求め、委員全員と教育行政方針、各課の取組について、また多賀小学校では校長、教頭からタブレットを使用した教育の参観と4年度の北校舎のトイレ改修工事の仕上がり状態、何十年か前に各教室に設置した防犯設備の点検について説明を受け、質疑をしました。その結果を会議規則の規定により、次のとおり報告をいたします。

最初に、教育長から多賀町の教育方針、学校・園の教育方針13項目、社会教育方針3項目、人権教育方針3項目、学校、地域、関係機関と連携、協力し、信頼される安全安心な学校・園づくりの推進4項目により、知、徳、体における確かな学力を育む、豊かな心を育む、健やかな体を育む教育を推進していきたいと説明を受けました。

多賀町の教育委員会体制は教育長はじめ学校教育課、教育総務課、子ども・家庭応援センター、放課後児童クラブ、生涯学習課では中央公民館、あけぼのパーク多賀、博物館、図書館、文化財センター、ささゆり保育園、大滝たきのみやこども園、多賀幼稚園、6月1日からは久徳うぐいすこども園、多賀・大滝小学校、多賀中学校、また指定管理をお願いしているB&G海洋センター、滝の宮スポーツ公園など、多くの施設、職員も170人近くの方々に携わっていただいております。

各課における説明では、教育総務課、学校教育課からは、就学前教育で待機児童、特に3歳以上は出さない取組、働き方改革、保育士不足、防犯・防災、給食、各園の取組、子育て支援事業、小学校・中学校運営事業では、先生の働き方改革、GIGAスクール、ICT支援員、外国語指導員、施設改修予定の説明がありました。

生涯学習課では、第2次多賀町生涯学習推進計画に基づき、地域とともに推進を前提に人権、青少年育成、地域力推進、家庭教育支援、社会教育・生涯学習、文化活動の推進、スポーツ関係では、部活動の地域移行、2025年に滋賀県で開催をされます国スポ、障スポにおいて、多賀町ではデモンストレーション競技として開催されるモルック競技の推進、B&G海洋をはじめとする社会体育施設の指定管理の期間が5年度末で終

了することから、次年度における検討時期となっているとの説明を受けました。

また、あけぼのパーク多賀内では図書館事業、文化財センター事業、博物館事業を主に実施され、特に博物館事業では多賀大社、胡宮神社、石仏谷墓石跡地、大滝神社の修復、国指定天然記念物アケボノゾウ化石多賀標本を前面に出した情報発信などの説明を受けました。

多賀小学校では校長から学校の教育目標、学びの力、豊かな心、健やかな体を自ら培うことができる、多賀を愛する子どもの育成の目標を実現するための取組、自然環境、音楽を通しての情操教育に力を入れたいと説明を受けました。また、教頭の案内により、タブレットを使用したあらゆる教科の実施、外国語教室、改修された北校舎も視察をいたしました。

主な質疑では、保育士不足が問題になっている。新人の離職か、ベテラン職員が多いのか、何が問題なのか。また、彦根のひかりの森の園長の研修を受けることとなっているが、どこが違うのかという問いに対しまして、比較的若い保育士が辞めていく傾向がある。昨年度は7名が退職した。辞めていく理由としては、若い保育士とベテラン保育士との保育観の相違が1つの要因と考えられる。彦根市のひかりの森こども園の園長には若手職員の育成に優れていることから管理職に向けた講義をしていただき、風通しの良い職場にしていきたい。

また、多賀小学校の老朽化対策は移転を含めて建て替えも視野に入れて考えるときに来ていると思うがに対しまして、多賀町には1つの中学校、2つの小学校がある。多賀小学校北校舎以外はほぼ同時期の建築物である。多賀小学校は近年生徒が増加している。しかし、大滝小学校は減少している。多賀の子どもは多賀で育てる。多賀町には過去多くの分校がありましたが、廃校になった施設もたくさんある。子どもたちの育ちにとってどうなのかなど、また小中一貫教育など広がってきている多賀町の実態をしっかりと踏まえて5年、10年、15年を見据えてグランドデザインを考えていきたい。

また、大滝武道館は利用されていないと聞くが、現在の利用状況は。また、幅広く利用していただくように努めていただきたいという問いに対しまして、利用者が少ないようであり、町内の団体として空手、剣道など、スポーツ少年団の利用ができないか促していきたいと答弁がありました。

また、新聞、テレビ等の報道では不登校児童が増えていると言われているが、多賀町の現況はという問いに対しまして、不登校児童は多賀小学校にはいません。兆候があるか見落とさないように注意をしていると答弁がありました。

一人一人にあった教育、特別支援教育に力を入れたいとの話であるが、今は10人に1人が支援が要る子どもと言われている。特別支援学級の児童は何人なのかの問いに対しまして、宝学級は知的、自閉情緒等7人で2クラスであり、一律同じ、一斉授業はしていない。退職OBなど支援員、町費の講師もいる。側面的に配慮していく体制は取れていると答弁がありました。

多賀小学校の授業参観で特に印象に残ったのは、外国語教室でした。学校の教室であれだけ静かで特異な教室はないように思われる。次年度には普通教室に改修される予定ですが、プレハブ仮教室の建築を早めれば外国語教室として今後も使用できると思われる。検討をしていただきたいと思います。

以上で総務常任委員会の報告は終わります。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

10番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 閉会中における産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

5月22日午後1時30分より、委員全員と議長、執行者側より町長、副町長、藤本地域整備課長、岸本地域整備課長補佐の出席を求め、委員会を開きました。

地域整備課所管について、令和5年度地域整備課所管の道路河川系事業および前年度からの繰越事業、令和5年度上下水道事業、令和5年度湖東土木事務所所管土木事業について説明を受けました。

以下、説明を受けた内容を申し上げます。

令和5年度地域整備課所管の道路河川系事業について、（1）多賀スマートインターチェンジアkses道路上り線は測量設計等、（2）改良工事では敏満寺、仮谷大門線、測量設計では多賀本町向山町線（旧遠藤邸跡地関連）の現道拡幅、佐目南後谷線の落石対策であります。（3）舗装工事は敏満寺多賀高宮線、（4）通学路では敏満寺本線のグリーンベルト、路面標示、多賀月之木線の交差点改良、路面標示、岡山団地神田線の歩道整備であります。（4）町道事業急傾斜地では萱原地区第2工区の落石防護であります。（5）地籍調査では多賀地区、梨ノ木地区であります。

次に、前年度からの繰越分について、（1）多賀スマートインターチェンジアkses上り線の測量設計等、また、多賀高宮線舗装打ち換えであります。

次に、令和5年度上下水道事業について、（1）老朽管更新事業として榑崎地区配水管敷設替工事（第3工区）、移設補償として多賀地区配水管移設工事、（2）施設整備は町道一円ダム線ほか2線舗装本復旧工事、町道多賀四手線舗装本復旧工事であります。

令和5年度湖東土木事務所所管土木事業計画（概要）について申し上げます。

道路関係では、（1）県道佐目敏満寺線（多賀スマートインターチェンジ）補助道路整備事業での用地補償、修正設計、文化財調査、改良工事、（2）県道多賀永源寺線極

田地先の単独道路改築事業での橋梁予備設計、地質調査、(3) 国道307号多賀敏満寺の単独道路改築事業での予備設計、計画協議であります。維持補修について、(1) 県道多賀高宮線の舗装改善工事、(2) 国道306号多賀久徳工区の橋梁予備および詳細設計と歩道の詳細設計であります。(3) 国道306号佐目工区の消雪更新工事と舗装工事であります。(4) 国道306号多賀工区の暫定工事であります。国道306号大君ヶ畑地区での法面对策、落石対策、洞門修繕工事、国道306号多賀区無名橋の橋梁修繕設計であります。

河川砂防関係では、(1) みずべみらい再生事業は犬上川、佃川、太田川であり、河川改良では芹川、犬上川の護岸工事など、(2) 砂防関係では急傾斜地崩壊対策事業などであります。(3) 芹谷地域振興事業では多賀醒ヶ井線補助道路整備事業などあります。

以上の事業概要説明の後、多賀スマートインターチェンジ事業上り線を視察し、その後、萱原地区第2工区急傾斜地崩壊対策事業の現地視察を行いました。多賀スマートインターチェンジ上り線の工事現場においては、中日本高速道路株式会社名古屋支店彦根保全・サービスセンター工事担当課長青木氏から工事概要と進捗状況などの説明を受けました。

次に、質疑の主なものについて申し上げます。

多賀スマートインター上り線の調整池の設計についての質疑に対し、50年に1度降る確率の大雨を受けることができ、放出時は3年に1度降る確率の大雨と同等の量だけを放出するといった流量調整能力を有するよう設計しておりますとの答弁がありました。

多賀高宮線について、沿道の工場の正門出入口付近で重量トラックの出入りも激しく舗装の傷みがひどくなっているが、道路状況、舗裝修繕はどうなっているのかとの質疑に対し、交通量も多く、事前に現状の道路状況、地盤も調査した上で、舗装の打ち換えを行い適切な維持管理に努めたいとの答弁がありました。

下水道管の敷設した部分の舗装が傷んでいることについての質疑に対し、下水道事業は20年以上経過しています。一定期間は仮舗装し、自然沈下も見込み、その後に本復旧工事をしております。事業完了後数年が経過し、地盤の悪いところでは舗装が波打ち、傷みがひどいところは下水道事業の施工箇所に限ったものとは言えないため、道路補修として対処いたします。ただし、水道事業の布設替工事については毎年実施していますが、舗装の本復旧工事が遅れており、今年度実施予定の一円地先の舗装本復旧箇所については平成27年から28年に布設替工事を実施した箇所ですとの答弁がありました。

佐目南後谷線の落石対策について、計画では30mになっているが、10m程度の延長はできないかとの質疑に対し、今年度に測量設計をし、南後谷区と協議をさせてもらいながら進めていきますとの答弁がありました。

旧遠藤邸の付近の拡幅工事について、用地確保はできているのかとの質疑に対し、4.5mの道路とするための用地が確保されている境界を確認して道路工事をするることにな

りますが、旧遠藤邸とかぎ楼の土地の区間のみ用地が確保されており、その区間のみ道路拡幅を行うものですとの答弁がありました。

岡山団地神田線の歩道整備について、いつまでに完了できるのかとの質疑に対し、一部用地取得交渉も必要なところがあり、できる分から整備していきたいとの答弁がありました。

芹川河川改良事業について、令和5年度の護岸工事の延長は何メートルかとの質疑に対し、令和4年度の延長は100mであり、令和5年度も同じく100mの延長で工事予定であり、6年から7年にかけて上流に向けて護岸工事が進められる計画ですとの答弁がありました。

多賀醒ヶ井線補助道路整備事業の久徳工区については、県は道路幅を狭めてでも工事を進める方向かとの質疑に対し、昨年度から地元を含め協議をしております。県は道路幅を狭めて施工していく形で今年度修正設計に入り、夏頃には地元の方にご説明ができるぐらいの状態になるのではないかと県に確認をしておりますとの答弁がありました。

以上で閉会中における産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第7 「同意第44号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から日程第20 「同意第57号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、いずれも多賀町農業委員会委員の任命についてでありますので、一括議題といたします。

14案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 同意第44号から同意第57号の多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

今回お願いをします同意案件は、現農業委員会委員の任期が令和5年7月19日に満了することを受け、新たな多賀町農業委員会委員の選出につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

委員の選任につきましては、去る4月13日、外部委員を含む委員7名による評価委員会を開催し、各評価委員が応募内容や日頃の農業に対する取組などを確認し、評価を行いました。この結果を参考に、次の定数の14名を選任するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いいたしたく存じます。なお、次期農業委員の任期につきましては、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間となります。

それでは、順次説明をいたします。議案書の1ページをご覧ください。

同意第44号、久徳在住の夏原晃久氏は、地域の農業関係団体の役員を歴任され、現在は農事組合法人きゅうとく営農の参事を務められており、認定農業者である法人の業務を執行する役員をされております。

次に、同意第45号、敏満寺在住の田中栄一氏は、現農業委員会委員で、地域の農業関係団体の役員を歴任され、現在、農事組合法人清涼グリーンファームの代表理事を務められています。

続きまして、同意第46号、土田在住の土田勝一氏は、地域の農業関係団体の役員を務められ、現在、土田営農組合の理事で、認定農業者である団体の業務を執行する役員をされています。

同意第47号、猿木在住の古川善久氏は、現農業委員会委員で、農事組合法人猿木楽らくファームの代表理事を務めておられ、認定農業者である法人の業務を執行される役員をされています。

同意第48号、川相在住の木下秀行氏は、現農業委員会委員で、特に山間地域の農業に取り組みられており、自ら山間部の農地を耕作されています。

同意第49号、八重練在住の小菅利英氏は、八重練営農生産組合長をはじめ、地域の農業関係団体の役員を務められております。

同意第50号、富之尾在住の田中昭男氏は、現農業委員会委員で、地域の農業関係団体の役員を務められ、農事組合法人富之尾ファームの理事であり、認定農業者である法人の業務を執行する役員をされています。

同意第51号、八重練在住の中西智恵美氏は、現農業委員会委員で、多賀町内の空き家対策や農地の利活用に取り組み、また、八重練集落において、エゴマや麦の栽培に関わられておられます。

同意第52号、土田在住の土田雅孝氏は、現農業委員会委員で、多賀土地改良区の副理事長を務められておられ、土地改良事業を手がけられた方で、土地改良事業の豊富な知識をお持ちの方であります。

続きまして、同意第53号、多賀在住の田中伸幸氏は、現農業委員会委員で、現在54歳と、農業委員会委員の応募者では最も若く、認定農業者であります。

同意第54号、中川原在住の岸本としゑ氏は、認定農家ではありませんが、家族経営農家の女性農業者として農業に従事され、野菜直売所もんぜん市の会員として活動されておられます。

同意第55号、敏満寺在住の小菅建次氏は、現在、農業委員会会長としてご活躍を頂いており、多賀町特産物振興連絡協議会の会長や農事組合法人清涼グリーンファームの役員を歴任されています。

続きまして、同意第56号、敏満寺在住の大町孝良氏は、平成30年から認定農業者として農業に従事され、自ら約750aを耕作されており、農業経営に熱心な方であり

ます。

最後になりますが、同意第57号、一ノ瀬在住の大道たか子氏は、認定農家ではありませんが、女性農業者として山間地域の農業に従事され、野菜の加工、販売にも取り組まれておられます。

以上、14名の多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いをいたします。

○議長（松居亘君） これより14案について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「同意第44号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第44号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第44号は同意することに決定しました。

これより「同意第45号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第45号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第45号は同意することに決定しました。

これより「同意第46号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第46号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第46号は同意することに決定しました。

これより「同意第47号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第47号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第47号は同意することに決定しました。

これより「同意第48号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第48号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第48号は同意することに決定しました。

これより「同意第49号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第49号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第49号は同意することに決定しました。

これより「同意第50号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第50号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第50号は同意することに決定しました。

これより「同意第51号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第51号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第51号は同意することに決定しました。

これより「同意第52号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第52号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第52号は同意することに決定しました。

これより「同意第53号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第53号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第53号は同意することに決定

しました。

これより「同意第54号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第54号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第54号は同意することに決定しました。

これより「同意第55号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第55号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第55号は同意することに決定しました。

これより「同意第56号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第56号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第56号は同意することに決定しました。

これより「同意第57号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第57号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第57号は同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で10時35分といたします。

（午前10時21分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第21 「承認第58号 専決処分事項（令和4年度多賀町一般会計補正予算（第10号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「承認第58号 専第5号の令和4年度多賀町一般会計補正予算（第10号）について」、ご説明申し上げます。

今回の補正予算案は、17ページの第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から1億2,518万5,000円を減額し、結果、令和4年度最終予算は歳入歳出それぞれ62億6,107万円となったものでございます。

この補正予算の内容は、年度末におきまして例年のとおり歳入歳出ともに各款において精算補正を行った上で収支額の調整を図ったもので、地方自治法179条第1項の規定に基づいて、去る3月31日付をもって専決処分をさせていただきましたので、報告をいたし、承認をお願いするものでございます。

それでは、主な内容につきまして、まず第2条の繰越明許費は、23ページの第2表、繰越明許費の追加でございまして、一昨年豪雪で被害家屋の修繕支援について、今なお施工の遅延により修繕が完了できない家屋があるために、助成額を調整した上で次年度への繰越しをしたものでございます。

次に、第3条の地方債補正は、24ページ、第3表、地方債補正の変更でございまして、久徳うぐいすこども園の整備事業費あるいは単独道路改良事業費を調整し、既定の充当率をもって算出した額をそれぞれ限度額として定めたもので、減額補正をしております。

次に、27ページの事項別明細書をお願いします。順次、主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございまして。

10 款の地方譲与税から 29 ページの 37 款の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金まででございますが、それぞれ額の確定により既定予算額を調整したものでございます。中でも 25 款の地方交付税は、特別交付税の額が確定し 8,016 万 6,000 円を増額して、特別交付税総額は 2 億 8,016 万 6,000 円となり、令和 3 年度決算より 1,319 万 1,000 円の増額となりました。一昨年豪雪による被害家屋の支援やスマートインターチェンジ整備関連での本町の特殊事業が反映されたものと思っております。

30 ページ、50 款の国庫支出金から 32 ページの 55 款県支出金までは、それぞれ事業実績に基づき既定の補助率でもって補助金の調整を行ったもので、国庫支出金 4,192 万 2,000 円、県支出金で 3,645 万 7,000 円を減額いたしております。

65 款寄附金はふるさと納税分の精算でございまして、町内企業の製造品の返礼品が好調で、全国 47 都道府県から 4,110 名の方から納付を頂きました。令和 3 年度は 786 名の方からでございまして、納付額においては 4.8 倍、寄付者数は 5.2 倍の伸びでございました。

70 款繰入金金は、久徳うぐいすこども園の建設事業費の精算により財源充当分の繰入れを最終調整し 7,975 万 2,000 円を減額し、一般財源不足分においても 5,437 万 1,000 円を減額し、結果、4 年度におきましても子ども園の整備費への充当額を除く一般財源不足額に対しての繰入れをすることなく、最終予算となりました。

75 款繰越金は、令和 3 年度決算における実質収支額 2 億 3,996 万円を全額精算したものでございます。

80 款諸収入では、大きなものとして保育園の運営費の調整額でございます。

34 ページ、85 款町債につきましては、第 3 表、地方債補正の変更を目ごとに再掲したもので、総額 1,400 万円を減額しております。令和 4 年度地方債発行協議済額は 5 億 8,112 万 8,000 円となっております。

続きまして、歳出につきまして、主なものをご説明申し上げます。

5 款の議会費では、新型コロナウイルス感染症が収まらず、日置市と三朝町との交流研修を中止しての減額でございます。

10 款の総務費では、5 項総務管理費のところでは、それぞれ事業費の精算を行い減額したもので、報酬額はワクチン接種事業へ振り替えての減額となっております。総務費総額 2,885 万 4,000 円を減額しております。

37 ページ、15 款の民生費のところでは、それぞれ実績による事業費の精算でございまして、住民税非課税世帯への臨時給付金は 575 世帯に交付をしております。38 ページの子育て世帯生活支援特別給付金は 59 人に交付をしております。認定こども園建設費では、最終事業費を調整して精算したものでございます。これら民生費におきまして 1 億 2,492 万 7,000 円を減額しております。

40 ページ、20 款の衛生費におきましても、各種がん検診やコロナワクチン接種の

委託料などの精算による減額でございます。

25款農林水産業費におきましても、それぞれに事業の精算によるものでございまして、41ページの有害鳥獣駆除業務につきましても、9月より駆除を開始したこともあり320万円の減額をしておりますが、シカ375頭の駆除を行っております。これら農林水産業費総額では2,373万2,000円の減額補正でございます。

次のページ、30款商工費では、コロナ禍においてふるさと楽市を中止しての減額でございます。

35款土木費では、除雪対策費の追加に163万4,000円や下水道料金の増加もあつての下水道事業会計への繰出金の減額など、土木費総額で3,327万1,000円を減額しております。

40款消防費では、常備消防費で、彦根市消防署に委託している経費につきましても、人件費の減額などで2,521万9,000円を減額したものでございます。

次に、45款の教育費では、人件費や通学バス運行費用などの減額で、教育費総額では1,222万7,000円の減額となっております。

55款公債費は、利子の精算で減額したものと、最後の60款諸支出金では、本補正で収支額を調整し財政調整基金に1億5,591万7,000円を積み立て、ふるさと納税額もまちづくり基金に積立てをしたものでございます。結果、4年度末の財政調整基金現在高は12億3,450万円で、まちづくり基金は8,560万円となっております。

以上、令和4年度の最終予算となります多賀町一般会計補正予算（第10号）の専決処分事項の報告とさせていただきますが、4年度の年間予算におきましても、起債の未償還額は依然として多額であるものの、単年度収支予算においては、長期債の元金償還額4億7,510万円で、新規地方債の発行額4億3,110万円の決算見込みとなり、4,400万円起債借入残高を減少し、うぐいすこども園の建設費の財源充当額4億600万円分を除いた最終収支調整額で財政調整基金から一般財源不足分の繰入れをすることなく、その上で1億5,600万円を積み立てることができ、このことは地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政指標であります実質公債費比率や将来負担比率などを意識しての財政の健全化に努めることができ、令和4年度決算において明らかになりますが、健全な予算執行ができたものと思っておりますので、よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

山口議員。

○10番（山口久男君） 今、副町長の方から説明を受けました。全員協議会でも質問を受けましたので、大体のことは分かっておりますけれども、基金のことについてお尋ねいたします。

全協でも、先ほど説明でもございましたように、令和4年度財政調整基金が12億3,450万円。この財政調整基金の金額について、多賀町の財政規模からいって適切なの

かどうか。もちろんそれは財政調整基金ですので、このお金があればほかの事業にも回すこともできるし、突発的な財政支出が必要なときには、この財政調整基金を使って町民の暮らし、福祉を守ることができる。そういう意味での財政調整基金だと思いますので、この基金について、どのように考えておられるのか、適切なかどうか、他の市町に比べてどの程度、財政調整基金の金額の今の現状について、考えを伺っておきたい。

この1点だけお聞きをいたします。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

財政調整基金につきましては、これははっきりとした決まりはございません。ただ、言われておりますのが、標準財政規模に対しまして1%ないし2%というふうになっておりますので、多賀町の場合30億円、標準財政規模でございますので、2%としても6億円。それが標準的な上限の数値ぐらいになるのかなというのが、おおむねの財政の規律としてそのように言われております。それからすれば、2倍の財政調整基金を持っております。これは、近い将来には大きなまた事業費が控えておりますので、それに財源充当をしていくということで、これらにつきましては、あくまでも調整でございますので、ある程度余裕を持って行っているということでご理解を頂きたいと思います。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 大体分かりましたけれども、この金額については、今、副町長答弁されたように、財政規模からいえば約2倍近い財政調整基金を持っているんだと。多賀町の財政状況は他の市町に比べてどうなのかというのをお聞きしましたけれども、今後、令和5年度には財政調整基金を崩してというか繰入れをしてやるということですが、令和5年度の状況はどうなのか。その辺について、もし、予算の話ですけれども、見通しはどうなのか併せてお聞きしたい。その点だけお聞きをいたします。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） お答えをいたします。

この先の事業につきましては、いろいろとまた大きな事業を控えております。たちまちにつきましては、令和5年度多賀小学校の普通教室が足りませんので、それを2教室増築をしなければならない。これにつきましては、国庫補助金、当然ございますけれども、そのあとの残りにつきましては財調から入れざるを得ないというような状況もあるかと思えます。また、長年懸案事項であります防災行政無線の在り方につきましても、どのようにしていくのか。これは起債もございますけれども、起債対象外というのもおそらく出てくるだろうと思っております。また、そのほか、公共施設におきます老朽化した建物の補修工事、これらもございます。大滝で言いますと武道館の屋根が相当傷んでおります。これらの補修があと残っております。また、多賀小学校の今度は本校舎をどうするのかというような大きな問題も抱えているところでございますので、やはり将来を見越して計画も立てていかなければならない。そのための財調だというふうには認

識をいたしております。

○議長（松居亘君） ほかに質疑される方、いらっしゃいますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第58号 専決処分事項（令和4年度多賀町一般会計補正予算（第10号）の承認を求めることについて）」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、承認第58号は承認することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第22 「承認第59号 専決処分事項（令和4年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の承認を求めることについて）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「承認第59号 専第6号 令和4年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算」につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書の49ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険給付費の額および国民健康保険事業費納付金の額の確定に伴う予算措置等を行ったもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,220万円を減額し、歳入歳出それぞれ8億8,470万円とするものでございます。

54ページ、事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

5款5項の国民健康保険税は、新型コロナウイルス感染症対策における国民健康保険税の減額措置分が財政支援として10分の10交付されることに伴い125万8,000円減額するものでございます。

25款5節の保険給付費等交付金（普通交付金）は、保険給付費が減額したため、県交付金も減額することに伴い1,100万円減額。10節の保険給付費等交付金（特別交付金）は、新型コロナウイルス感染症対策における国民健康保険税の減額措置分が財政支援として10分の10交付されることに伴う125万8,000円の受入れと、特

定検診等受診率向上対策事業に不用額が出たため、県交付金を減額することに伴う120万円の減額で、差引き計5万8,000円を受け入れるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。議案書の55ページをお願いします。

10款5項の療養諸費、5目の一般分療養給付費は、保険給付費の増額に伴い600万円増額。15目の一般分療養費は、保険給付費の減額に伴い150万円減額するものでございます。10項の高額療養費は、高額療養費の減額に伴い1,550万円減額するものでございます。

22款5項の医療給付費分、議案書の56ページ、10項の後期高齢者支援金等分、15項の介護納付金分は、新型コロナウイルス感染対策における国民健康保険税の減額措置分を財政支援として受け入れたことに伴い、財源内訳を一般財源から国・県支出金に振り替えるものでございます。

26款5項の保健事業費は、特定検診等受診率向上対策事業委託料に不用が出たことに伴い120万円減額するものでございます。

令和4年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算についての説明は以上でございます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第59号 専決処分事項（令和4年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、承認第59号は承認することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第23 「承認第60号 専決処分事項（令和4年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「承認第60号 専第7号の令和4年度多賀町介護保険事

業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書59ページをお願いいたします。

令和4年度の介護保険事業につきましては、当初、新型コロナウイルス感染症の影響は改善されるであろうとの見込みをしておりましたが、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響が継続したことで要介護認定者数が横ばいで推移したことなどから、当初の見込みよりも給付費が下がったことにより、今回、令和4年度の実績に伴い、歳入歳出額の過不足を精算させていただくもので、第1条記載のとおり、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ5,426万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億6,171万9,000円とするものです。

それでは、議案書64ページ、事項別明細書にて歳入からご説明いたします。

15款国庫支出金、介護給付費負担金につきましては、居宅介護サービス給付費等の給付費分の20%と施設介護サービス給付費分の15%の負担率相当額を合わせまして1,130万円の減額でございます。

次に、10項国庫補助金、5目調整交付金は318万円の減額。

20款支払基金交付金は1,620万円の減額でございます。

25款県支出金、介護給付費県負担金は、居宅介護サービス給付費等の給付費分12.5%と施設介護サービス給付費分の17.5%の負担率相当額となりますが、合わせて820万円の減額。

65ページに移りまして、30款繰入金の5項一般会計繰入金、5目介護給付費繰入金は、介護給付費の町負担分12.5%相当額となりますが、750万円を減額、10目その他一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金800万円を減額、合わせて1,550万円を減額いたします。10項基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金は788万6,000円を予定しておりましたが、不用となりましたので全額を減額いたします。

45款繰越金につきましては、当初予算よりも大きく繰越金があったことから800万円増額いたします。

次に、66ページ、歳出についてご説明申し上げます。

5款総務費につきましては、先ほどの事務費繰入金800万円のうち、一般管理費に充当する100万円を減額。

10款介護給付費、5項介護サービス等諸費につきましては、先ほど申し上げたとおり、当初の見込みよりも給付費が下回ったため減額させていただくものです。5目居宅介護サービス給付費は、特に令和4年度はサービス付高齢者住宅や介護付有料老人ホームなどの特定施設入居者生活介護の給付費が大きく減少したことなどもあり、給付費1,800万円を減額、12目地域密着型介護サービス給付費では、認知症対応型通所介護とファミリーステーション多賀などで提供するサービスの給付費が減少し、1,400

万円の減額、15目施設介護サービス給付費は、3施設の中でも特に介護老人保健施設の給付費が減少し、1,400万円を減額、合計4,600万円の減額をさせていただくものです。

次に、10款20項5目高額介護サービス費につきましては200万円の減額。

67ページに移りまして、30項5目特定入所者介護サービス費では、施設介護サービスの利用の減少に伴い1,200万円を減額。

17款地域支援事業費につきましては、先ほどの事務費繰入金800万円のうち、10項5目介護予防・生活支援サービス第1号事業費に充当する100万円を減額し、20項5目地域包括支援センター運営費に充当する600万円を減額。

68ページに移りまして、20款5項基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、介護給付費が見込みよりも下回ったため573万4,000円を基金に積み立てることになり、令和4年度末の準備基金の残高は9,045万1,780円となる見込みでございます。

以上、報告とさせていただきますので、よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第60号 専決処分事項（令和4年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号））の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、承認第60号は承認することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第24 「承認第61号 専決処分事項（令和4年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「承認第61号 専第8号 令和4年度多賀町後期高齢

者医療事業特別会計補正予算」につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書の71ページをお願いいたします。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う予算措置を行ったもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ810万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億1,271万2,000円とするものでございます。

76ページ、事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

5款5項の後期高齢者医療保険料は、広域連合負担金（保険料分）の減額に伴い468万3,000円減額するものでございます。

15款5項の一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金は、広域連合負担金（基盤安定繰入分）の確定に伴い342万1,000円減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明します。議案書の77ページをお願いいたします。

10款5項の後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合負担金の額の確定に伴い、広域連合負担金（保険料分）468万3,000円、広域連合負担金（基盤安定繰入分）342万1,000円減額するものでございます。

令和4年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましての説明は以上でございます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第61号 専決処分事項（令和4年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号））の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、承認第61号は承認することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第25 「承認第62号 専決処分事項（令和4年度多賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「承認第62号 専第9号 令和4年度多賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について」、ご説明を申し上げます。

議案書79ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、令和4年度に完了いたしました業務において入札差金が生じたことによる予算残に対する減額、ならびに施設更新工事において設置する機材の納入が遅延することが確認されたため、令和5年度に繰り越して施工するもので、第1条記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ310万円を減額し、歳入歳出それぞれ6,626万3,000円とするものでございます。

第2条記載の繰越明許費では、議案書82ページの第2表により、令和4年度において施工しておりました萱原処理場の施設更新工事におきまして、更新する機材において納入が大幅に遅延する見込みとなりましたので、事業費490万円を令和5年度に繰り越して実施するものでございます。

第3条、地方債の補正では、議案書83ページの第3表のとおり、予算の減額に伴い限度額の補正を行うもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月31日付をもって専決処分とさせていただきますので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書にてご説明を申し上げます。議案書は86ページをお願いいたします。

歳入につきまして、45款町債、5項5目公営企業会計適用債では、予算の減額に伴う限度額の補正を、充当率100%であることから、同額の310万円減の240万円とするものでございます。

議案書87ページの歳出につきまして、10款事業費、5項5目農業集落排水事業費では、地方公営企業法適用移行支援業務委託におきまして、入札差金により当初予算に残額が生じたため310万円を減額し、3,057万円とするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第62号 専決処分事項（令和4年度多賀町農業集落排水事業特別会計補正予

算（第1号）の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、承認第62号は承認することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第26 「承認第63号 専決処分事項（令和5年度多賀町一般会計補正予算（第1号）の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「承認第63号 専第10号の令和5年度多賀町一般会計補正予算（第1号）について」、ご説明申し上げます。

本補正は、令和5年度における新型コロナウイルスワクチンの接種事業の全容が確定し、春接種に向けて速やかにその体制を整え、接種ができるように予算化を行ったものと、また、クレーム対応弁護士費用を合わせて4月1日付で専決処分の補正をさせていただいたものでございます。

今回の補正につきましては、89ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に4,229万6,000円を追加いたし、歳入歳出ともに50億1,429万6,000円となっております。

それでは、94ページの歳入でございます。

50款国庫支出金で、医師等の報償費や傷害保険料などの対象経費の負担金858万1,000円や、コールセンターの設置委託料などの接種の事前準備経費に充当する補助金3,288万8,000円をそれぞれ受け入れるものでございます。

75款繰越金60万円は、本補正に要する財源として充当したものでございます。

80款諸収入は、町外に住民票を置いている方が当町でワクチン接種を受けた際の費用を受け入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、10款総務費はクレーム対応の弁護士の委託料として60万円を計上したものです。

20款衛生費では、春のコロナワクチン接種事業費でありまして、96ページにかけて高齢者や基礎疾患を有する方などへの接種に要する費用を計上したもので、医師や看護師の人件費や事務員の費用、またコールセンターの設置費用や受診券の発行業務など、合わせて4,169万6,000円を計上しております。

以上、令和5年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項の報告とさせていただきます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第63号 専決処分事項（令和5年度多賀町一般会計補正予算（第1号））の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、承認第63号は承認することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第27 「報告第64号 令和4年度（多賀町一般会計）繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案者の報告を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「報告第64号 令和4年度繰越明許費繰越計算書について」、ご説明申し上げます。

令和4年度の一般会計の繰越事業につきましては、総務費、民生費、農業費、林業費、商工費、土木費、消防費、教育費の14項目にわたっての事業でございまして、総事業費12億3,746万7,000円のうち7億8,199万8,000円を令和5年度へ繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製して報告させていただきます。

事業の内容については、3月定例議会および3月31日付専決補正において都度ご説明申し上げます。繰越明許費を議決いただいたものでございまして、事業の進捗に合わせて繰越明許費議決金額内で繰越額を確定させ、それぞれの財源を調整したもので、まず、総務費では、公用車購入は自動車メーカーの状況を見極めての納車とし、物価高騰生活支援給付金は5月末で交付を終了しております。

民生費では、出産・子育て応援事業は来年3月の年度末まで、久徳うぐいすこども園の整備は5月末で完了しております。

農業費では、農業地域整備計画の策定については年末を、佃池の改修計画の策定は5年度予算と合算して年度末を、林業費の下山林道の隧道工事は9月末をそれぞれ完了予定としております。林道御池線の復旧事業は4月末で完了しております。

商工費のがんばる商店応援事業は1店舗の新設ですが、開発手続きの遅延で年末の予定でございまして。

土木費では、スマートインターチェンジ上り線の整備事業や町道多賀高宮線の舗装は年度末の完了を予定し、都市公園の整備事業は年末までの工期であります。

消防費では、豪雪の被害家屋の修繕支援として、10月末で終了を予定しております。

教育費のあけぼのパーク多賀の受変電設備の更新事業は、遠くない日の納品次第でと請負業者とは調整をいたしております。

なお、それぞれ事業の財源内訳につきましては、計算書のとおり補助基準、起債充当算定に基づいて、特定財源と一般財源の金額を明記しております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第64号 令和4年度（多賀町一般会計）繰越明許費繰越計算書について」の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第28 「報告第65号 令和4年度（多賀町農業集落排水事業特別会計）繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案者の報告を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「報告第65号 令和4年度多賀町農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について」、ご説明申し上げます。

議案書は98ページをお願いいたします。

令和4年度多賀町農業集落排水事業特別会計におきまして、その一部を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

繰越しを行いましたのは萱原地区の施設管理事業で、繰越額490万円のうち284万7,000円を国・県支出金としており、既収入特定財源の205万3,000円は令和4年度に一般会計から繰り入れていただいているものでございます。

事業内容は、萱原処理場の設備更新工事を実施しておりましたが、更新する機材の納期に大幅な遅延が見られるため、年度内完了が不可能となったものでございまして、5月末の進捗率は35%となっており、8月下旬には工事を完了する予定としております。

以上、報告とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第65号 令和4年度（多賀町農業集落排水事業特別会計）繰越明許費繰越計

算書について」の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第29 「報告第66号 令和4年度多賀町水道事業会計予算繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案者の報告を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「報告第66号 令和4年度多賀町水道事業会計予算繰越計算書について」、ご説明を申し上げます。

議案書99ページをお願いいたします。

令和4年度多賀町水道事業会計予算につきまして、その一部を繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告するものでございます。

繰越しを行いました令和4年度多賀町水道事業会計予算は、資本的支出の建設改良費の工事請負費1,450万円で、繰越財源としましては、損益勘定留保資金で1,450万円を充当するものでございます。

繰越しを行いました事業の内訳としましては、土田水源地他舗装復旧工事で500万円、大君ヶ畑浄水場場内整備工事で350万円、梨ノ木配水池流入制御弁交換工事で600万円でございます。

土田水源地他舗装復旧工事ならびに大君ヶ畑浄水場場内整備工事につきましては、工法や使用材料の選定および使用資材の納入の遅延が影響し、梨ノ木配水池流入制御弁交換工事では、流入制御弁の工期内納入が困難となったものでございますが、5月末までに全ての工事におきまして現場作業を完了しております。

以上、報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第66号 令和4年度多賀町水道事業会計予算繰越計算書について」の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第30 「報告第67号 令和4年度多賀町下水道事業会計予算繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案者の報告を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「報告第67号 令和4年度多賀町下水道事業会計予算繰越計算書について」、ご説明申し上げます。

議案書は100ページをお願いいたします。

令和4年度多賀町下水道事業会計予算におきまして、その一部を繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告するものでございます。

繰越しを行いました令和4年度多賀町下水道事業会計予算は、下水道事業費用の営業費用159万5,000円で、繰越財源としましては、下水道事業収益より159万5,000円を充当するものでございます。

当該事業につきましては、大字多賀の若宮団地内における管渠の適正な維持管理のため、一部区間のマンホールおよび管渠の移設補修を行ったもので、同地区におきまして実施しておりました上水道配水管布設替工事と連携して施工することにより仮設費の軽減が図れる計画でしたが、上水道工事の進捗が遅延したことによりまして、事業間の調整が難航し、年度内完了が困難となったため繰越しを行ったものでございます。

なお、4月25日には工事が完了し、その後、竣工検査も合格しております。

以上、報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第67号 令和4年度多賀町下水道事業会計予算繰越計算書について」の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第31 「議案第68号 多賀町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第68号 多賀町税条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、今後施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書の101ページをお願いします。

第34条の9第2項は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令により、地方税法施行令第48条の9の3が改正されたことに伴い、改正するものです。施行日は令和6年1月1日でございます。

第36条の3の2第2項は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化が地方税法の規定に新設されたことに伴い、新設されるものです。施行日は令和7年1月1日でございます。

第36条の3の2第3項から第6項は、項ずれの範囲に合わせて改正するものです。

施行日は令和7年1月1日でございます。

第38条第1項、第3項は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、以下、森林環境税等に関する法律といいます、の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について規定する改正を行うものです。施行日は令和6年1月1日でございます。

議案書の102ページをお願いいたします。第41条は、森林環境税等に関する法律の施行に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する改正等を行うものです。施行日は令和6年1月1日でございます。

第44条第1項から第6項は、森林環境税等に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する企業所得に係る所得割額および均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等を行うものです。施行日は令和6年1月1日でございます。

第47条第1項、第2項は、森林環境税等に関する法律により、地方税法第321条の7第2項が改正されたことに伴い、改正等を行うものです。施行日は令和6年1月1日でございます。

第47条の2第1項、第2項は、森林環境税等に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等を行うものです。施行日は令和6年1月1日でございます。

第47条の6第1項、第2項は、森林環境税等に関する法律により、地方税法第321条の7の10第2項が改正されたことに伴い、改定等を行うものです。施行日は令和6年1月1日でございます。

第82条は、ミニカー区分から3輪の特定小型原付を除外するものです。施行日は令和5年7月1日でございます。

付則第15条の2の3第4項、付則第16条の2第3項は、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなし、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するものです。施行日は令和6年1月1日でございます。

多賀町税条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第68号 多賀町税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第32 「議案第69号 多賀町印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第69号 多賀町印鑑条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

本条例は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多賀町印鑑条例の改正を行うものです。

コンビニエンスストアで印鑑登録証明書の交付を申請する際、マイナンバーカードを利用しなければ申請できませんでしたが、利用者証明用電子証明書機能搭載のスマートフォンでも申請できるために伴うものでございます。

議案書の104ページをお願いいたします。

第15条の2におきまして、個人番号カードから利用者証明用電子証明書に改正するものです。

付則につきましては、公布の日から施行するものです。

多賀町印鑑条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第69号 多賀町印鑑条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第33 「議案第70号 多賀町子ども・子育て会議条例の一

部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第70号 多賀町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書105ページをお願いします。

今回の条例改正につきましては、子ども家庭庁設置法に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第1条中、第77条第1項を第72条第1項に改め、第2条中、第77条第1項各号を第72条第1項各号に改めるものでございます。

なお、付則につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第70号 多賀町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第34 「議案第71号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「議案第71号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」、ご説明申し上げます。

令和5年度に入っこの時期でございますが、社会教育費を中心に早急に対応をし

なければならぬ諸事情により、予算措置の必要が生じたので、第3号補正予算をお願いするものでございます。

今回の補正につきましては、107ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に5,145万6,000円を追加いたし、歳入歳出それぞれ51億2,461万円とするものでございます。

次に、補正内容につきましては、112ページの歳入からご説明いたします。

50款の国庫支出金では、マイナンバーカードの交付事務の延長で事務費の追加や、文化財保存活用地域計画に基づく調査活動費に対して補助を受け入れるものなど、総額で680万円を計上しました。

75款の繰越金1,802万7,000円は、今回の補正に要する財源として充当しているものでございます。

80款諸収入では、海洋センター体育館の屋根等の修繕工事に対し、公益財団法人B&G財団から2,180万円の助成を受け入れるものや、企業の駐車場整備における事前文化財発掘調査事業費の負担金として482万9,000円の受入れであります。

次に、歳出でございますが、10款の総務費では、マイナンバーカードの発行業務の電子機器の借り上げ料を計上しております。

25款の林業費では、盗難があった林道権現谷線のグレーチングの設置費用を計上したものでございます。

45款教育費では、社会教育施設の修繕費や文化財調査活用事業費などを計上しております。まず公民館費は、非常用照明灯のバッテリーの更新費用で187万円を、文化財保護費では、次のページにかけて、文化財保存地域活用計画に基づき町内の文化財調査や活用あるいは伝統文化の保存記録などの活動費として758万6,000円を計上、企業の駐車場の整備予定地における文化財発掘調査費用に482万9,000円を合わせて各節ごとに計上したものでございます。海洋センター費では、B&G財団からの支援を受けて、かねてから懸案となっておりました体育館屋根の塗装や照明機器のLED化事業であります。あけぼのパークでは、雨漏れの対策工事費を計上し、図書館費では、汚損した図書の買換え費でございます。これら社会教育費総額で5,039万5,000円をお願いするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第71号については、議長を除く11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で午後1時といたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後 0時56分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。委員長に10番、山口久男議員、副委員長に9番、川添武史議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は別紙の日程表により審査していただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（松居亘君） 日程第35 「議案第72号 令和5年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第72号 令和5年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について」、ご説明を申し上げます。

議案書117ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正予算は、多賀町水道事業における主要な給水区域となる多賀水源系におきまして、各施設の強靱化とともに、多くの給水事業に対し供給体制を安定させることは、今年1月下旬の水道管凍結による漏水から配水池の水位低下につながったことから喫緊の課題となってまいりましたので、施設整備の検討業務を実施するため、予算の補正をお願いするものでございます。

第2条記載の資本的支出の補正につきまして、第1款第1項建設改良費を440万円増額し、資本的支出総額を2億1,538万4,000円といたします。

それでは、補正予算説明書にてご説明申し上げます。議案書119ページをお願いいたします。

資本的支出では、1款1項1目水道改良費において、多賀水源系の施設再整備検討業務委託料としまして、当初予算に対し440万円の増とするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第72号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第36 「認定第73号 町道路線の認定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「認定第73号 町道路線の認定について」、ご説明を申し上げます。

議案書120ページをお願いいたします。

今回お願いする町道路線の認定につきましては、大字多賀区内で1件の分譲宅地開発が行われ、既に販売も開始されておりますが、その団地内道路についての認定でございます。

都市計画法第39条において、開発行為により設置された公共施設については、町の管理に属するものと規定されておりますことから、開発の事前審査である都市計画法第32条の規定に基づき、公共施設の協議を行った上、開発工事完了後、道路敷地の寄付を受けたものであり、道路法第8条第2項の規定により、町道の認定をお願いするものでございます。

路線番号1181番の町道下屋敷線は、大字多賀字下屋敷466番10を起点とし、同じく字下屋敷466番7を終点とする延長53.7m、最小幅員6m、最大幅員10mの路線となります。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「認定第73号 町道路線の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、「認定第73号 町道路線の認定について」は、認定することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第37 「認定第74号 町道路線の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「認定第74号 町道路線の変更について」、ご説明を申し上げます。

議案書は121ページをお願いいたします。

今回お願いする町道路線の変更につきましては、認定第73号でご説明いたしました大字多賀区内の分譲宅地開発により設置された道路となりますが、隣接する既存団地内道路である町道上三分一線に接続し、一連の路線と見られることから、当該路線に含め、終点を大字多賀字下屋敷468番に変更するものであり、道路法第10条第2項の規定により、町道の変更をお願いするものでございます。

路線番号1074番の町道上三分一線に追加する区間は、延長188.3m、最小幅員6m、最大幅員が12mであり、当該路線の総延長は256.1mになります。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「認定第74号 町道路線の変更について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、「認定第74号 町道路線の変更について」は、認定することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第38 「請願第2号 「国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書」を議題とします。

本請願について、紹介議員の山口久男議員より請願趣旨の説明を求めます。

10番、山口久男議員。

〔紹介議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 紹介議員として、「国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書」について、趣旨説明を行います。

請願者は日本国民救援会滋賀県本部、会長は中野善之助さんです。

日本国憲法と世界人権宣言を指針として、人権と民主主義を守るボランティア団体の日本国民救援会です。冤罪被害者を支え、「無実の人は無罪に！」と支援運動を行っておられる団体であります。滋賀県では各地で支部を持ち、日常的に活動され、約10支部があります。特に冤罪湖東記念病院事件の被告とされた西山美香さんを救済するために今、頑張っておられます。また、冤罪日野町事件も、現在、大阪高裁で再審理中であります。

日本弁護士会のまとめによりますと、1910年代から2000年代まで冤罪事件は161件あり、しかも、氷山の一角だと言われています。そして再審無罪を勝ち取るまでに、例えば吉田岩窟王事件（1913年、名古屋市）では50年、また、加藤老事件、1915年、山口県です。これは62年、今年5月、国家賠償裁判で勝訴判決が出た茨城の布川事件は44年かかっています。再審は開かずの扉、針の穴にラクダを通すようなものと例えられ、当事者、家族には想像を絶する困難を伴うため、諦める方もおられます。

現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19か条（435条から453条）のみで、極めて大ざっぱな規定のため、個々の再審裁判では裁判所の解釈、運用に全て委ねられていることから再審格差が起こっているのが実態です。

再審制度の抱える問題点は、1つは捜査段階で集めた全証拠を検察が開示しないことです。国民の税金を使って集めた全ての証拠は、有罪立証に有利、不利を問わず、弁護団の開示請求に応じ、事実解明に役立てるべきであると考えます。

2つは、検察官の不服申立て（上訴）です。裁判所が再審開始決定を出しても従わず、不服申立てを行い、いたずらに時間稼ぎをして、当事者と家族を時間的にも金銭的にも、また心理的にも苦しめ続けることは許されません。

再審開始決定に対する反論は、再審公判の中で主張立証する機会があるので、上訴は禁止すべきであると考えます。

3つ目は、前述の再審法（刑事訴訟法の再審規定）を通常審のように整備し、環境を整え、再審格差や再審審理において、過去に当該事件に関与した裁判官が再び関与することが起こらないようにすることが重要であると考えております。

つきましては、多賀町議会において、地方自治法第99条に基づき、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書の採択をお願いするというものであります。

請願項目としては、1つ、再審における検察手持証拠の全面開示、2つ目に、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止、3、再審法（刑事訴訟法の再審規定の整備）であります。

なお、既に甲良町、豊郷町、愛荘町の各議会ではこの請願が採択をされ、意見書が可決をされております。どうか議員の各位のご賛同をお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（松居亘君） 請願第2号については、会議規則第92条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することといたします。

○議長（松居亘君） 日程第39 「請願第3号 地元生産者が販売できる直売所の建設に向けた検討委員会の設置を求める請願」を議題とします。

本請願について、紹介議員の川添武史議員より請願趣旨の説明を求めます。

9番、川添武史議員。

〔紹介議員 川添武史君 登壇〕

○9番（川添武史君） 「地元生産者が販売できる直売所の建設に向けた検討委員会の設置を求める請願」、犬上郡多賀町大杉194-1、小林武義氏を代表とする、樋栄信之氏、また林喜代治氏、また多賀町もんぜん市代表者辻利造氏などの要望から請願をするものであります。以下によって趣旨説明を行います。

多賀町には、近隣市町にあるような道の駅や直売所がない状態が続いており、個人の小規模な農地で生産したものや加工したものを販売するには、近隣市町の施設に納品しなければならないのが現状です。

現在、近江鉄道多賀大社前駅では、週に3回、9時から11時半まで小規模な直売を行っています。貯蔵設備がないため、当日売れ残った商品は生産者が持ち帰っております。多賀町には、多賀大社をはじめ多くの観光資源があり、また、多賀スマートインターの供用開始で観光客の増加も見込まれる中、地産地消の考えや地元生産者の生産意

欲の向上、地域の活性化という点でも、直売所の建設を検討する時期に来ているんじゃないかと考えます。

以上のことから、町内生産者や運営体制などを考慮した、多賀町らしい直売所の建設に向けた検討委員会の設置を強く要望、請願するものであります。

多賀町の議員もいろいろと地域の方からお話を受けておられると思いますが、賢明な判断をお願いして、請願の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 請願第3号については、会議規則第92条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託することといたします。

○議長（松居亘君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、再開は6月7日午前9時30分とし、一般質問を行います。

長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 1時17分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 近 藤 勇

多賀町議会議員 清 水 登久子